

業務委託契約書

フリーランス・事業者間取引適正化等法 対応

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に業務を委託することに関し、次の取引条件及び条項のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

取引条件（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第3条に基づく明示事項）

甲（委託者）	
乙（受託者）	
委託をした日	
給付の内容	
受領期日	
受領場所	
検査完了期日	
報酬の額	
支払期日	
支払方法	
契約期間	

第1条（目的）

甲は、乙に対し、取引条件の「給付の内容」に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、乙が特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）第2条第1項に定める特定受託事業者に該当することを確認する。

第2条（取引条件の明示）

甲は、本契約書の交付により、フリーランス法第3条に定める取引条件を乙に明示する。

2 内容を定められないことにつき正当な理由がある事項は、甲は、その理由及び定める予定期日を明示し、定まった後直ちに書面又は電磁的方法により乙に明示する。

第3条（業務の遂行）

乙は、独立した事業者として、本業務を行う場所、時間及び方法を自らの判断で決定する。

2 甲は、成果物の仕様に関する要望を伝えることができるが、乙の作業時間の管理その他本業務の遂行方法に関する具体的な指揮命令は行わない。

第4条（納品及び検査）

乙は、取引条件に定める受領期日までに、成果物を取引条件に定める受領場所に納品する。

2 甲は、取引条件に定める検査完了期日までに成果物を検査し、その結果を乙に通知する。この期日までに通知がないときは、成果物は検査に合格したものとみなす。

3 成果物が乙の責めに帰すべき事由により仕様に適合しないときは、甲は、相当の期間を定めて乙に修正を求めることができる。

第5条（報酬の支払）

甲は、取引条件に定める支払期日までに、報酬を乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。支払期日は、甲が乙の給付を受領した日から起算して60日以内とする。

2 乙が個人である場合において、報酬が所得税法第204条第1項に規定する報酬又は料金に該当するときは、甲は、法令に従って所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したうえで支払う。

3 本業務の遂行に通常要する費用は報酬に含まれるものとし、それ以外の費用であって甲が事前に書面で承諾したものは、甲が負担する。

第6条（遵守事項）

甲は、フリーランス法第5条に従い、次の各号に掲げる行為をしない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由がないのに、乙の給付の受領を拒むこと
- (2) 乙の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること
- (3) 乙の責めに帰すべき事由がないのに、給付を受領した後に乙にその給付に係る物を引き取らせること
- (4) 同種又は類似の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること
- (5) 正当な理由がないのに、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること
- (6) 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、乙の利益を不当に害すること
- (7) 乙の責めに帰すべき事由がないのに、給付の内容を変更させ、又は給付を受領した後に給付をやり直させることにより、乙の利益を不当に害すること

第7条（著作権）

成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、当該成果物に係る報酬の支払が完了した時に乙から甲に移転する。その対価は報酬に含まれる。

2 乙は、甲及び甲が許諾した者に対し、成果物について著作者人格権を行使しない。ただし、乙の名誉又は声望を害する方法による改変については、この限りでない。

3 乙は、甲の事前の承諾を得て、成果物を自己の実績として紹介することができる。

第8条（ハラスメント対策及び相談窓口）

甲は、フリーランス法第14条に基づき、乙からの相談に応じる窓口を次のとおり設け、適切に対応する。

- (1) 相談窓口：〇〇部 〇〇〇〇（連絡先：〇〇〇〇）

2 甲は、乙が前項の相談を行ったこと等を理由として、本契約の解除その他の不利益な取扱いをしない。

第9条（妊娠・出産・育児・介護への配慮）

甲は、乙から申出があったときは、乙が妊娠、出産、育児又は介護と両立しつつ本業務に従事できるよう、納期や作業量の調整その他の必要な配慮をする。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が示されたもの（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本契約の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後に自己の責めによらずに公知となった情報
- (3) 開示を受けた時に既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も〇年間効力を有する。

第11条（契約期間及び解除等の予告）

本契約の期間は取引条件のとおりとし、更新するときは、期間満了までに甲乙が書面又は電磁的方法で合意する。

2 甲は、本契約を途中で解除し、又は期間満了後に更新しないときは、フリーランス法第16条及び関係法令に定める例外に該当する場合を除き、解除日又は期間満了日の30日前までに、書面又は電磁的方法により乙に予告する。

3 乙が前項の予告を受けた日から契約が満了する日までの間に解除の理由の開示を求めたときは、甲は、関係法令に定める例外に該当する場合を除き、遅滞なく開示する。

4 乙は、30日前までに甲に通知することにより、本契約を途中で解約することができる。

第12条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をし、又は事業の全部若しくは重要な部分を第三者に譲渡したとき

(5) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 前二項による解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し、又は本業務に関し故意若しくは過失によって相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除した者は、解除によって相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第15条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

名称

代表者
_____ (印)

乙 住所

氏名
_____ (印)